
下野市総合計画後期基本計画

1次素案

平成24～27年度

基本計画構成

I 序論	
1 後期基本計画策定に向けた現状認識	
2 基本計画とは	
3 下野市の基本計画の特徴	
4 満足度の考え方	
5 施策・事業の優先度設定	
II しもつけ重点戦略	
III 施策の概要	
A 心豊かに暮らせる創造と躍進のまち	
1 章 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	
2 章 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	
3 章 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり	
B 心安らかに暮らせる安全・安心なまち	1
4 章 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	1
5 章 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり	11
6 章 市民と行政の協働による健全なまちづくり	18

附属資料

- I 総合計画の補足資料
- II 策定の方針及び経緯
- III 総合計画審議会
- IV 総合計画懇話会
- V 総合計画関連用語集

この1次素案は、冒頭の「Ⅰ 序論」「Ⅱ しもつけ重点戦略」「Ⅲ 施策の概要」の「A 心豊かに暮らせる創造と躍進のまち」を省略し、第3回審議会で審議いただく部分のみで編集してあります。

B：心安らかに暮らせる、安全・安心なまち

4章 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
健康であり幸せと感じる人の割合	89.2%	※	※

※9月にアンケート実施予定、11月ごろ集計、アンケートの結果により目標数値を設定

平成18年実施の「市民の生活習慣等に関するアンケート調査」からは、「健康であることが幸せを実感できることにつながる」という結果が得られています。乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた保健福祉サービスを強化することにより、市民の幸福感・生活の満足感の向上が図られます。

保健福祉それぞれの領域においては、少子化対策と子育て支援、高齢対策と介護予防という課題がありますが、母子保健サービスや子育て支援を強化することにより、乳幼児の虐待予防や青少年の健全育成が図られ、また、小児期・青年期からの生活習慣病予防が、市民の健康寿命の延伸や高齢期の介護予防につながっていくものと期待できます。

平成27年度までに、「健康であり幸せ」と感じる市民の割合が向上するよう、「健康しもつけ21プラン」に基づく市民の健康づくりを積極的に推進し、乳幼児から高齢者まで、健康で幸せを実感できる地域づくりを目指します。

※写真を挿入

4 (1) 生涯健康のまちづくり

■ 現状と課題

医療体制については、休日や夜間などに急病になったとき、受診できる医療機関を整備していますが、本来、重症患者の治療を担うべき医療機関（大学病院や総合病院など）に軽症患者が来院しており、救急医療体制に支障をきたす恐れがあるため、医療機関の役割の違いについて、市民の理解を求める必要があります。

健康づくりについては、がん検診の受診料を平成22年度から無料にしたことにより、受診率は向上しましたが、約30%にとどまっていることから、未受診者への受診勧奨や啓発活動が必要です。

糖尿病予防や生活習慣病予防の相談・教室を開催していますが、参加者数にバラツキがあり、周知方法の改善が求められます。

ストレス社会による「うつ」や「精神疾患」で悩んでいる本人・家族への健康相談を開催していますが、制度の周知が課題となっています。

ふれあい館・きらら館・ゆうゆう館については、施設の安全管理のため修繕等の対応が求められるとともに、運営方法等の見直しが課題となっています。

■ 基本方針

医療体制については、安心して適切な医療が受けられるよう整備を図ります。特に、医療資源を有効に活用するため、救急医療制度を市民へ周知するとともに、身近な医療機関にかかりつけ医をつくる働きかけを行います。

健康づくりについては、次代を担う子どもから働き盛りの青壮年、高齢者まで健やかに暮らせるよう、病気の早期発見・早期治療のための検診を実施する体制を継続するとともに、健康教育や健康相談を実施していきます。

健康づくり施設については、地域住民の健康増進、人との交流、やすらぎの場を提供するため、効果的な管理運営に取り組みます。

※写真を挿入

■ 満足度

「医療体制」については、他地域と比較して恵まれていることもあり、高い満足度が得られています。今後も、医療体制の整備を図り満足度の維持に努めます。

「健康づくりへの取組」については、過去と比較すると満足度の改善がみられます。今後も、市民の健康づくりを推進し、満足度の維持を図ります。

「健康づくり施設の整備」については、過去と比較すると満足度が改善しています。既存の健康づくり施設の管理運営により満足度の維持に努めます。

項 目	満足度(過去)	満足度(現状)	満足度(将来)
医療体制	★★★☆☆	★★★★★	★★★★★
健康づくりへの取組	★★★☆☆	★★★★☆	★★★★☆
健康づくり施設の整備	★★☆☆☆	★★★☆☆	★★★☆☆

※写真を挿入

※写真を挿入

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【医療体制の整備】			
○救急医療体制の充実	A	健康増進課	
○新型インフルエンザ対策の推進	A	健康増進課	
【健康づくりの推進】			
○母子保健の推進	B	健康増進課	
○乳幼児健康診査の推進	B	健康増進課	
○歯の健康づくりの推進	B	健康増進課	
○思春期保健の推進	B	健康増進課	
○青年期生活習慣病の予防	B	健康増進課	
○予防接種の推進	A	健康増進課	
○結核予防対策の推進	B	健康増進課	
○がん予防対策の推進	A	健康増進課	
○食生活改善推進員の育成	B	健康増進課	
○特定不妊治療の助成	B	健康増進課	
○健康増進事業の推進	B	健康増進課	
○自殺予防対策の推進	B	健康増進課	
【健康づくり施設】			
○ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館施設の充実 (運営改善)	C	社会福祉課	



4 (2) 支えあいのまちづくり

■ 現状と課題

子育てについては、近年、地域の人と人とのつながりが薄れる中で、子育てをしている母親などは、身近な相談相手がいないなどの理由で、育児への負担や不安を感じる人が増えており、子育て支援が重要になっています。

児童福祉については、児童虐待の通報義務が地域に周知されてきており、通報及び相談件数が年々増加しています。通報・相談内容は複雑かつ多様化しているため、関係機関と綿密に連携するなど、適切な対応が求められます。

保育については、少子化の中でも乳児保育の需要が増えています。

母子家庭を含めた要支援家庭が増加傾向にあり、保育園の果たす役割は増大しています。また、障がい児を預かる場所が不足しているなど、障がい児をもつ親が就労できる環境の確立が求められています。

市立保育園では、保育士の高齢化や年齢の偏りが生じ、民間保育園の誘致や市立保育園の民間移管化が必要となっています。

生活保護については、毎年、保護率が増加していますが、保護を受けられない要保護者が存在し、制度の適正な運用が求められます。

高齢者福祉については、ひとり暮らし高齢者世帯と高齢者のみ世帯が増加している中、様々な生活支援や健康づくり、介護予防のための取り組みが求められています。

また、高齢者やその家族が、地域で安心して暮らせるよう地域住民により支え合う体制や相談支援体制の充実を図ることが必要です。さらに、地域社会が変容する中、高齢者の雇用確保と生きがいづくりを進めていく必要があります。

■ 基本方針

子育てについては、次代を担う子どもたちのため、様々な保育ニーズに応える保育事業を展開し、子育てサービスの充実を図るとともに、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応、保護者への指導・支援、また、関係機関との綿密なネットワークを構築して総合的な子育て支援体制を整備します。

子ども園への対応については、公立と民間で特化できる機能を推進し、保育ニーズに応えつつ、国で検討されている幼保一元化※1について適宜対応していきます。

障がい者福祉については、第3期障がい者福祉計画に沿った施策を実施します。

生活保護については、市民の生活保障を確保するため、生活困窮者の把握や不正受給の防止を図ります。

高齢者福祉については、高齢者がいつまでも自分らしく生活でき、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生きがい活動支援や自立支援を充実させます。

※1 幼稚園と保育所の施設や運営を一体化すること。平成18年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、幼保一体化施設として認定こども園制度が開始された。

■ 満足度

「児童福祉」については、過去と比較すると満足度が大幅に改善しています。安心して子どもを生み育てられる環境を実現し、満足度の維持に努めます。

「障がい者福祉」については、一定の満足度が得られています。今度も、障がい者の自立と社会参加を支援することにより、満足度の維持に努めます。

「高齢者福祉」については、過去と比較すると改善がみられますが、市民の関心も高いことから、より一層、生きがいづくりと自立支援に取り組み、満足度の向上を図ります。

項 目	満足度(過去)	満足度(現状)	満足度(将来)
児童福祉	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆
障害者福祉	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆
高齢者福祉	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【児童福祉・子育て支援】			
○手当の適切な支給 (児童手当・児童扶養手当・遺児手当)	B	児童福祉課	
○助成制度の充実 (こども医療費助成・ひとり親家庭医療助成・妊産婦医療費助成)	B	社会福祉課	
○地域子育て支援センター事業の充実	B	児童福祉課	
○学童保育の向上 (学童保育室整備・学童保育運営)	B	児童福祉課	
○児童館事業の充実	B	児童福祉課	
○訪問・相談の実施 (養育支援訪問・生後4か月までの全戸訪問・児童家庭相談)	B	児童福祉課	
○ファミリーサポートセンター事業の充実	B	児童福祉課	
○こども発達支援センター「こぼと園」事業の充実	B	社会福祉課	
○(仮称)石橋児童館複合施設の整備	C	児童福祉課	
○保育園の育児環境の向上 (保育園運営・保育園広域保育委託・保育園特別保育の推進)	B	児童福祉課	
○認可外保育施設への支援	B	児童福祉課	
○病気回復期乳幼児の一時預かり	B	児童福祉課	

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【子ども園への対応】			
○子ども園への対応	B	児童福祉課	
【民間保育園の誘致】			
○民間保育園の誘致	新規	児童福祉課	
【障がい者福祉】			
○重度心身障害者への医療費助成	B	社会福祉課	
○障がい者の地域生活支援	C	社会福祉課	
○障がい者の自立支援	C	社会福祉課	
○障がい者への給付	C	社会福祉課	
○障がい者施設の整備検討	新規	社会福祉課	
【高齢者の生きがいくくりと自立支援】			
○高齢者保健福祉計画（次期）の策定・推進	B	高齢福祉課	
○地域包括支援センター事業の充実	B	高齢福祉課	
○高齢者の生活支援の充実 （緊急ショートステイ・ねたきり老人等介護手当・ねたきり老人等紙おむつ購入券給付・生活支援型ホームヘルパーの派遣・配食サービス・ふれあいサロン）	B	高齢福祉課	
○高齢者の生活支援の充実 （介護負担額軽減対策・日常生活用具給付・生きがい活動支援・寝具の洗濯乾燥消毒・安否確認及び緊急通報装置の配置・徘徊高齢者位置確認サービス・食の自立支援・通所型介護予防・高齢者筋力向上トレーニング）	C	高齢福祉課	
○老人クラブ活動への協力支援	C	高齢福祉課	
○シルバー人材センターの育成支援	B	高齢福祉課	
【生活保護】			
○生活保護世帯への保障	C	社会福祉課	
【地域福祉の充実】			
○社会福祉協議会への支援	B	社会福祉課	
【特定疾患福祉給付】			
○特定疾患患者福祉手当の支給	C	社会福祉課	

4 (3) 保険・年金の充実

■ 現状と課題

国民健康保険については、少子高齢化や長引く経済不況の影響で、厳しい財政状況が続き、国民健康保険税の調定額及び徴収率が低下しています。

人間ドックの受診者数は、毎年3～5%増加していますが、受診率は全体の3.9%にとどまっており、受診率の向上が課題となっています。

年金については、市民の年金制度に対する不安を取り除く取り組みが必要です。

介護保険については、高齢化の進行により、第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数が毎年増加しています。介護保険被保険者と要介護(要支援)認定者数の増加に応じた施設等の充実及び予防対策が必要です。

■ 基本方針

国民健康保険については、市民が適切な医療サービスを受けられるよう、国民健康保険の適正な運用に努めます。国民健康保険税の徴収率向上のため、滞納者に対する早期対応や、納税相談・指導などに努めます。また、栃木県後期高齢者広域連合と連携し、制度の適正な運用に努めます。

人間ドックについては、広報等を活用し市民によりわかりやすく周知するとともに、定期的な健診の実施を促します。

年金については、市民の年金制度に対する不安をできるだけ解消できるよう、広報等を活用し各種相談に対応します。

介護保険については、要介護、要支援者の増加を抑制し、自立生活の維持・向上を図り、増大するニーズに適切に対応します。

■ 満足度

「保険・年金」は、過去と比較して改善されています。今後、制度の改正などは先行き不透明で、老後の不安を抱える市民も多く、また、ますます高齢者は増加し、国民健康保険・年金受給者の増加が見込まれるため、保険・年金の理解を深める広報・相談の充実を図り、満足度が向上するよう努めます。

項目	満足度(過去)	満足度(現状)	満足度(将来)
保険・年金	★☆☆☆☆	★★★★☆☆	★★★★★☆☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【保険・年金の充実】			
○国民健康保険事業の充実	B	市民課	
○国民年金制度の啓発・相談サービスの充実	B	市民課	
○後期高齢者医療事業の充実	B	社会福祉課	
○介護保険事業の充実	B	高齢福祉課	

※写真を挿入

※写真を挿入

4 (4) 消費生活の向上

■ 現状と課題

消費生活については、架空請求や悪質訪問販売による被害が発生しています。平成 21 年には消費者庁が設立され、消費生活に関する関心が高まっています。本市では、消費生活の向上のため消費者まつりを実施しました。今後も、消費者・事業者・地域・行政が一体となって消費生活の向上に取り組む必要があります。

■ 基本方針

消費生活については、被害を防止するため、広報等を通じた情報の提供、相談業務の実施、消費生活講座の開催など、意識啓発や意識高揚に努めます。

■ 満足度

「消費者保護の取組」に対する市民の満足度は、過去と比較すると改善がみられます。多様化した被害の防止に努め、市民が被害にあった場合には迅速な対応を行うことにより、満足度の維持を図ります。

項 目	満足度(過去)	満足度(現状)	満足度(将来)
消費者保護の取組	★★☆☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【消費生活の向上】			
○消費生活センターの運営	B	生活安全課	
○消費者団体の活動支援	C	生活安全課	
○消費者まつりの開催	B	生活安全課	
○消費生活基本計画の策定・推進	B	生活安全課	

5章 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H19)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
市民1人1日あたりごみ排出量	786 g/人/日	739 g/人/日	724 g/人/日

(「市一般廃棄物処理基本計画」での排出量目標値)

「豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり」の実現には、豊かな地球環境を後世に引き継ぐことが必要です。日常生活、経済活動、都市基盤整備などが地球環境へ大きな負荷を与えると、地球温暖化や大きな自然災害を引き起こすこととなります。そのため、身近な市民生活からの環境対策を講じる必要があります。ごみ減量化を分野別指標とします。

前期基本計画中にごみの分別に関する意識づけが進み、市民1人1日あたりごみ排出量は786g/人/日から739g/人/日と改善しました。

今後も、循環型社会※1 システムの構築を図り、市民・事業者・行政が協働して、発生抑制、再使用、再生利用を進め、市民1人1日あたりごみ排出量724 g/人/日を目指します。

※写真を挿入

※写真を挿入

※1 使用済製品の回収と素材への資源化、適切な処置による再使用、資源利用率の向上等により省資源化を図り、環境に対する負荷を軽減し、自然との共生を図りながら、自然環境資産を有効に活用したより快適な社会

5 (1) 快適な環境の創造

■ 現状と課題

ごみ処理については、小山広域保健衛生組合で処理している南河内・国分寺地区と宇都宮市（クリーンパーク茂原）に委託している石橋地区の2つの体制に分かれており、市内統一化が課題となっています。

環境については、地球温暖化の進行により、異常気象による自然災害や水・食料不足などが一層深刻になることが懸念されています。エネルギーの消費を抑制し、廃棄物の発生抑制や再利用などを推進する必要があります。

東日本大震災による原子力発電事故に伴い、放射線の人体への影響が懸念されていますので、市民が安心して生活できるよう、正確な情報を提供していく必要があります。

斎場については、石橋地区で使用していた新宇都宮斎場「悠久の丘」が管外扱いとなり、小山聖苑を管内使用できている南河内・国分寺地区との市内統一化が課題となっています。

中大領地区市営墓地の建設については、事業計画に沿って事業を進める必要があります。

■ 基本方針

ごみ処理や斎場については、広域事業を推進します。

ごみ処理とリサイクルについては、一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量化計画に基づき、ごみ減量化を推進していきます。

また、リサイクルセンター建設用地については、地域住民の理解を得ながら、期限内に取得できるよう努めます。

環境対策については、下野市環境基本計画を作成し、市民と一体となった安全・安心な環境づくりに取り組みます。

墓地については、思いやりと安らぎあふれ、快適に故人を慰霊する場を創出するため、市営墓地の整備に取り組みます。

※写真を挿入

■ 満足度

「ごみ処理・リサイクル」については、他の施策と比較して高い満足度を得ています。今後も、ごみ処理体制の広域事業を推進するとともに、減量化・資源化を推進し、満足度の維持を図ります。

「環境対策」については、過去と比較すると改善がみられます。今後も、市民の理解のもと、環境づくりに取り組み、満足度の維持に努めます。

「公害対策」については、一定の満足度が得られています。今後も、環境対策の一環として公害対策に取り組み、満足度の維持を図ります。

項 目	満足度(過去)	満足度(現状)	満足度(将来)
ごみ処理・リサイクル	★★★★☆	★★★★★	★★★★★
環境対策	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆
公害対策	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【ごみ処理等広域事業の推進】			
○小山広域保健衛生組合への協力支援	B	環境課	
○クリーンパーク茂原ごみ処理施設への協力支援	B	環境課	
○斎場使用料の助成	B	環境課	
【ごみ処理とリサイクルの推進】			
○ごみ処理施設等の利用に係る総合的な検討	B	環境課	
○一般廃棄物収集運搬業務の効率化	B	環境課	
○不法投棄物処理対策の推進	C	環境課	
○ごみ減量化の推進 (資源回収報奨金、家庭用生ごみ処理機器設置費補助)	B	環境課	
○石橋地区ビニプラ分別収集運搬業務の効率化	B	環境課	
○一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量化計画の推進	新規	環境課	
○学校給食生ごみ堆肥化の推進	B	環境課	
【環境対策】			
○環境基本計画の策定・推進	B	環境課	
○公害対策の推進	B	環境課	
○スズメバチ駆除費の助成	B	環境課	
○地球温暖化対策の推進 (住宅用太陽光発電システム設置費補助等)	B	環境課	
【市営墓地の整備】			
○中大領地区市営墓地の造成・公売の推進	B	生活安全課	

5 (2) 安全・安心なまちづくり

■ 現状と課題

交通安全については、高齢者の事故が多発しており、注意啓発及び教育が課題となっています。

交通安全施設については、交通危険箇所へのカーブミラー設置など、積極的に施策を講じることが必要です。

市内の犯罪については、総認知件数、身近な犯罪ともに平成18年をピークに減少傾向にあります。JR駅周辺での自転車盗難事件が依然として高い数値で推移しており、防犯対策が課題となっています。

防災については、近年、地震、風水害などの大規模災害が多発しています。本市は、これまで、地理的条件から比較的自然災害が少なく、安心して暮らせる地域のイメージがありましたが、防災情報伝達システムを整備し、災害情報等、市民への円滑な周知を図ってきたところです。平成23年3月の東日本大震災の教訓により、更なる地域防災力及び市民防災意識の向上を図ることが急務となっています。

■ 基本方針

交通安全対策については、交通指導員の適切な配置、警察や関係団体などと連携した啓発、高齢者を中心とした交通安全教育を実施するとともに、施設の整備を進めていきます。

防犯については、市民が犯罪被害に遭わないよう、引き続き、警察や関係団体と連携した防犯活動を実施します。

消防、防災については、市民・地域社会・行政が連携強化を図り、災害時に迅速かつ適切な応急対策が実施できるよう体制の強化に努めるとともに、防災無線等の整備により、消防力の充実を図ります。

※写真を挿入

■ 満足度

「防犯」については、過去と比較すると満足度は大幅な改善がみられます。今後、高齢者等社会的弱者の増加が見込まれ、市民の関心も高いことから、防犯活動を推進し、満足度の向上に努めます。

「消防・防災」については、他の施策に比較して満足度は高いと言えます。災害の少ない地理的条件が影響していると考えられますが、東日本大震災の教訓を基に、地域防災計画の見直し等、十分な対応に努め、満足度の維持を図ります。

「交通安全対策」については、一定の満足度が得られていますが、今後も、満足度の維持に努めます。

項 目	満足度(過去)	満足度(現状)	満足度(将来)
防犯	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★★
消防・防災	★★★★☆	★★★★★	★★★★★
交通安全対策	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【防犯・交通安全対策】			
○防犯灯の整備促進	B	生活安全課	
○交通安全運動の実施	B	生活安全課	
○交通指導員の配置	B	生活安全課	
○交通安全施設の適正整備	B	生活安全課	
【消防・防災】			
○石橋地区消防組合への支援	A	生活安全課	
○消防団の充実と育成	B	生活安全課	
○消防団消防ポンプ自動車の更新	B	生活安全課	
○消防器具置場の建替え	B	生活安全課	
○防災行政無線の整備	B	生活安全課	
○防災意識の向上	B	生活安全課	
(地域防災計画の見直し、防災訓練の実施、婦人防火クラブの運営、自主防災組織の育成)			

5 (3) 快適な水環境の形成

■ 現状と課題

上水道については、現在の配水区域が合併前の旧町のままであるため、水源の有効活用と安定供給の観点から、理想的な給水区域を設定する必要があります。また、きめ細やかなサービスを一層充実させるとともに、健全な経営を実現する必要があります。

上水道施設・設備については、老朽化が見受けられるため、更新や新たな配水施設等整備が必要です。

今後も、水道事業内容や安全・安心な水をPRし、市民との信頼確保を図ることが必要です。

下水道等については、公共下水道71.5%、農業集落排水12.4%、合併浄化槽3.4%、合わせて普及率87.3%となっています。今後も、未整備地区の解消を図るとともに、下水道施設の計画的改修と適切な維持管理が必要です。

■ 基本方針

上水道については、安全・安心で、良質な水を将来にわたって安定的に供給することを目指します。

また、水道利用者に対するサービス向上を図るとともに、効率的・計画的な事業経営を行うための経営計画を策定します。

下水道等については、公共下水道の計画的整備や供用開始区域内の加入を進めるとともに、管理運営の効率化を図ります。

また、生活排水処理設備の整備、維持管理に努めます。

■ 満足度

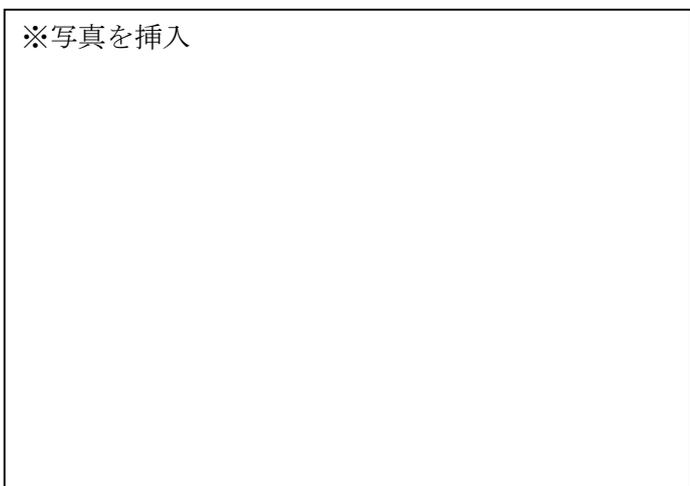
「上水道の整備」については、高い満足度を得ています。今後も、安全・安心な水を安定的に供給するとともに、水道事業内容や水に関する情報を提供することにより、満足度の維持に努めます。

「下水道の整備」については、他の施策と比較して、満足度は高くなっています。今後も、下水道の普及率向上を図り、満足度が維持されるよう努めます。

項目	満足度(過去)	満足度(現状)	満足度(将来)
上水道の整備	★★★★★	★★★★★	★★★★★
下水道の整備	★★★★☆	★★★★★	★★★★★

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【安心、安定した供給の確保】			
○石綿セメント管の更新	A	水道課	
○配水管の拡張及び改良	A	水道課	
○水道施設の維持管理	A	水道課	
○水道施設の整備	A	水道課	
○水道水源の増設	新規	水道課	
【利用者サービスの向上】			
○水道料金等徴収事務の効率化	A	水道課	
【経営計画の策定】			
○中期経営計画等の作成・推進	B	水道課	
【情報提供の推進】			
○水道事業の広報	B	水道課	
【生活排水処理設備の整備】			
○公共下水道の整備	A	下水道課	
○特定環境保全公共下水道の整備	A	下水道課	
○公共下水道の維持管理	A	下水道課	
○農業集落排水の維持管理	A	下水道課	
○浄化槽の設置促進	B	下水道課	



6章 市民と行政の協働による健全なまちづくり

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H19)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
ボランティア団体加入者数	13,760 人	12,687 人	13,000 人

(ボランティア団体加入者数：下野市内ボランティア団体に加入している市民のべ人数)

市民自らのまちづくりへの参加意識の向上と協働の担い手となる市民や団体の育成には、ボランティア団体等の活動促進が大変重要になるため、ボランティア団体加入者数を分野別指標として設定します。

前期基本計画期間中には、地区ごとに活動を続けている団体と市になってから活動を始めた団体がありますが、加入者数は13,760人から12,687人へと減少しています。

今後は、地域福祉活動計画を作成するなど、まちづくりに参加する市民やボランティア団体、NPO※1等の活動のための環境を整備し、ボランティア団体加入者数13,000人を目指します。

※写真を挿入

※写真を挿入

※1 (Non Profit Organaization) 民間非営利組織のことで、営利を目的とせず、よりよい社会を築くために、活動を行う民間グループ。(特定非営利活動法人法に認証された団体をNPO法人と総称する。)

6 (1) 協働のまちづくりの推進

■ 現状と課題

まちづくり活動については、地域活動への関心の薄さ等から、自治会加入率が年々低下しています。

市民と行政との情報共有については、個人情報保護法の趣旨の誤解により、各種の活動に支障をきたしていますので、個人情報の保護について理解がです。

また、光回線のサービスが市内全域に提供され、今後は、世代間の情報格差の解消が課題となっています。

人権の尊重では、幼児虐待、家庭内暴力、学校内いじめ問題が報告されており、関係団体と連携して対策を図る必要があります。

本市では、平成22年7月からDVホットラインを開設しています。

男女共同参画では、認知度向上に向け、講演会、広報、情報紙などにより、啓発しています。

協働のまちづくりの推進については、住民自治の推進のため、まちづくりのルールづくりについて検討が求められます。

■ 基本方針

まちづくり活動の推進については、市民と行政の協働によるまちづくりの気運を高めるため、自治会を中心としたコミュニティ活動を推進します。

市民と行政との情報共有については、情報公開条例に基づき、市民への説明責任を果たすとともに、個人情報保護条例に基づき、市民等の権利利益を守ります。

また、誰もがICT※1を利用し、世代間の情報格差の解消やセキュリティ対策等に適切に対処していきます。

人権の尊重については、調和の取れた豊かな社会を実現するため、人権意識啓発、人権教育を推進します。

男女共同参画の推進については、引き続き意識啓発に取り組みます。

協働のまちづくりについては、自治基本条例の制定に取り組むとともに、協働によるまちづくりを推進します。

※1 (Information and Communication Technology) 情報通信技術を表す言葉。日本ではIT (Information Technology) が同義で使われているが、国際的には、ITに「Communication (コミュニケーション)」を加えたICTの方が定着している。

■ 満足度

「まちづくり活動に参加する機会」については、やや満足度が低くなっていますが、自治会等のまちづくり活動を推進し、市民と行政による協働のまちづくりを推進することにより、満足度の向上に努めます。

「行政の情報を知る機会」は、過去と比較すると改善がみられます。今後も、市民と行政との情報共有に取り組み、満足度の維持を図ります。

「男女共同参画の取組」は、一定の満足度を得ています。今後も、男女共同参画の意識啓発に取り組み、満足度の維持に努めます。

項 目	満足度(過去)	満足度(現状)	満足度(将来)
まちづくり活動に参加する機会	★★☆☆☆	★★☆☆☆	★★★☆☆
行政の情報を知る機会	★★☆☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆☆
男女共同参画の取組	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【まちづくり活動の推進】			
○コミュニティ活動の促進	B	生活安全課	
○自治会公民館建設費の助成	B	生活安全課	
○（仮称）薬師寺市民センターの建設	C	生活安全課	
【市民と行政との情報共有】			
○情報公開の推進と個人情報保護の徹底	B	総合政策課	
○地域情報化の推進	B	総合政策課	
【人権の尊重と男女共同参画の推進】			
○人権尊重の高揚 （人権推進審議会開催・人権出前講座等開催）	B	生活安全課	
○人権教育の推進 （講演会等の開催）	B	生涯学習課	
○男女共同参画の推進	C	総合政策課	
【協働のまちづくりの推進】			
○自治基本条例の制定	新規	総合政策課	
○市民活動支援制度の導入	新規	総合政策課	
○市歌の制定	新規	総務課	

6 (2) 行財政運営の充実

■ 現状と課題

行財政運営については、下野市行政改革大綱に基づき、概ね実施計画どおりの成果を達成できました。今後は、第二次行政改革大綱に基づき、改革を進める必要があります。

財政については、平成 22 年度の主な財政指標は、財政力指数※1 0.834、実質公債費比率※2 10.1%、将来負担比率「該当なし」、経常収支比率※3 84.1%でした。平成 27 年度の合併特例債※4 の活用終了や、平成 28 年度からの普通交付税の段階的縮減により、以降、予算総額の減少が予測されます。今後は、税収等の確保や経常経費の抑制及び事務事業の「選択と集中」を徹底することが課題です。

本市では、事務事業評価システムにより、事務事業を統一的・客観的に評価しています。評価結果を予算や事業の改善等へ反映することで、より良い行財政運営を目指す必要があります。

広報については、広報紙やホームページ等により積極的な行政情報の提供を行っていますが、インターネットを利用できない人たちにも配慮しながら、市民と行政との情報共有を図る必要があります。

また、広聴については、市民の意見等を市政に反映するため、市政懇談会やパブリックコメント※5 等を実施していますが、今後も、広聴活動を充実する必要があります。

庁舎建設については、基本計画が策定され、現在、開発に向けた関係法令手続き事前調整を進めています。さらに、基本設計にも着手し、市民の理解を得るため、市民参画の場や地域との調和も十分に検討しつつ、事業の推進を図る必要があります。

■ 基本方針

行財政運営については、長期的財政運営の安定性を確保するため、税収等を基本とした財政構造の確立を進めます。また、限られた財源で行政需要の質的变化や新たな財政需要に的確に対応するため、スリムな行政運営を目指します。

広報・広聴については、市民が行政情報を簡単に入手できるよう、各種情報発信手段を活用した情報提供の充実を図ります。また、市民と行政との協働の基盤づくりと市民の意見等を市政に反映させるため、広聴活動の充実を図ります。

庁舎建設については、効率的な行政運営を実現するため、自治医大駅西側に新庁舎の開庁を目指します。

※1 地方公共団体の財政力を示す指標で、行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表し、数値が高いほど財政に余裕がある。

※2 借り入れた地方債の返済金である公債費が、税などの一般財源に占める割合を「実質公債費比率」という。この指標は、返済金が市の財政を圧迫していないかを示す。

※3 税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など毎年必ず支払う経費にどの程度充当しているかみるもので、財政の健全性を判断する。

※4 合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く 10 か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のこと。

※5 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続き。

■ 満足度

「市の財政運営」は、低い満足度でしたが、改善がみられます。今後も、計画的な行財政運営を図り、満足度の改善に努めます。

「窓口サービス」は、やや低い満足度でしたが、改善がみられます。きめ細やかなサービスを提供することにより、満足度の維持に努めます。

「市の仕事の効率性」は、低い満足度でしたが、改善がみられます。今後は、一層の業務の効率化を図り、満足度の改善に努めます。

項 目	満足度(過去)	満足度(現状)	満足度(将来)
市の財政運営	★☆☆☆☆	★★☆☆☆	★★★☆☆
窓口サービス	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆
市の仕事の効率性	★☆☆☆☆	★★☆☆☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【計画的な行財政運営】			
○行政改革の推進	C	総合政策課	
○財政改革の推進	C	財政課	
○事務事業評価の充実・活用	B	総合政策課	
【広報・広聴の充実】			
○広報紙の充実 (各種情報発信手段を活用した情報提供の充実)	C	総合政策課	
○広聴の充実 (市政懇談会の開催、市政への提案書、インターネットを活用した広聴、パブリックコメントの実施)	C	総合政策課	
【庁舎建設】			
○新庁舎の整備	B	庁舎建設準備室	
○3庁舎利活用の検討	新規	総合政策課	

6 (3) 広域行政の充実

■ 現状と課題

広域行政については、栃木県南部地方拠点都市地域整備推進協議会、栃木県央都市圏首長懇談会等に参加し広域事業を展開しています。

周辺市町との隣接地域では、引き続き事業実施に向けた連絡調整等が必要であり、単独市町では実施が難しい事業等については、周辺市町と連携した事業の推進が重要です。

■ 基本方針

広域行政の推進については、市町村合併による広域行政の枠組みのあり方等が見直されてきましたが、広域的な住民サービスの充実のため、現存する協議会へ参加し、広域連携事業等を実施するなど、広域行政を推進します。

■ 満足度

「他市町との連携」は、やや低い満足度となっています。広域的な行政サービスの中には、市民の日常生活に密接に関わる重要なものがあるため、広域行政の一層の推進を図り、満足度の向上に努めます。

項目	満足度(過去)	満足度(現状)	満足度(将来)
他市町との連携	★★☆☆☆	★★☆☆☆	★★★★☆☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【広域行政の推進】			
○広域行政の推進	C	総合政策課	